

基本協定書（例）

鹿児島県（以下、「県」という。）と●●●（以下、「事業予定者」という。）は、県の住吉町15番街区利活用事業（以下、「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、本事業に関し事業予定者が本事業の事業予定者として選定されたことを確認し、本事業実施のため第3条に掲げる契約を締結し、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。

2 事業予定者は、第3条第1項の予約契約の締結をもって、本事業の事業者とする。

（基本計画協定の締結）

第2条 事業予定者は、基本計画書を策定し、県と協定（以下、「基本計画協定」という。）を締結するものとする。

2 基本計画協定は、事業予定者が策定した基本計画書を付属図書とする。

3 基本計画書は、事業コンセプト、事業内容・施設計画、配置計画等、事業計画、県内産業・経済への配慮・貢献等を定めるものとする。

4 県と事業予定者は、基本計画協定を令和●年●月末を期限として締結するよう努めるものとする。

5 事業予定者が基本計画協定の付属図書である基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ県と協議をした上、県の承認を受けなければならない。

（土地貸付契約の締結）

第3条 県は公募要領で定める公募土地を土地賃借人に貸し付けるため、土地賃借人と定期借地権設定契約を締結する。

2 定期借地権の期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの●年間とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項の定期借地権とする。

3 定期借地権の賃料は、県が不動産鑑定評価等に基づいて定めた金額とする。

4 第1項の定期借地権設定契約は予約契約とし、基本計画協定締結後、予約契約に従い本契約を締結する。

5 県と土地賃借人は、前項の予約契約を、事業予定者が公募要領に従い基本計画協議書を県に提出した後、事業予定者決定の日から●か月以内に締結するよう努めるものとする。

（変更の協議）

第4条 県と事業予定者は、特別な事情及びその他想定し得ない事情が生じたときは、協議により本事業の日程その他本事業の事業条件を変更することができるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この基本協定に関し疑義のあるとき、又はこの基本協定に定めのない事項については、県と事業予定者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第6条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれに記名押印して各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

鹿児島県

[住所]

鹿児島県

鹿児島県知事

事業予定者

[住所]

[名称]

[代表者]